

佐賀県人事委員会訓令第 1 号

事務局

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和62年佐賀県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月18日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（文書の管理）</p> <p>第12条 人事委員会の文書の管理については、佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第 1 号）の規定（同規程第45条第 2 項、第47条第 2 項及び第49条の規定を除く。）の例による。</p>	<p>（文書の管理）</p> <p>第12条 人事委員会の文書の管理については、佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第 1 号）の規定（同規程第45条第 2 項、第47条第 2 項及び第49条の規定を除く。）<u>及び佐賀県電子メール取扱規程（平成25年佐賀県訓令甲第10号）の規定の例による。</u></p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。